

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岡本篤典

足利市監査委員 岡部記和

足利市監査委員 荻原久雄

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査実施日 令和元年9月26日
- 3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう類等について、試査による内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

- 4 監査の対象及び結果

団体名	対象	監査結果
公益財団法人 栃木県南地域地場産 業振興センター	平成30年度 公益財団法人 栃木県南地域 地場産業振興センター管理 運営費等補助金 48,500,000円	補助金に係る事業は目的に沿って行われ、 その経理事務については概ね適正に執行され たものと認められた。

- 5 意見・要望

補助対象事業間で補助金配分の変更を行った結果、一部事業において補助金充当額が補助上限額を超えたため、差額の返還が生じた。補助事業の実施に当たっては、事業内容や経費の変更が生じる場合を含め、適宜、市担当課に相談するなど連絡を密にされたい。